

改正案

現行

<p>（資本の減少の認可の申請等） 第十九条 保険業を営む株式会社は、法第十七条第六項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 一～七（略） 八 株式の併合をする場合においては、商法第二百十五條第一項（株式の併合の公告等）の規定による公告及び通知をしたことを証する書面</p>	<p>（資本の減少の認可の申請等） 第十九条 保険業を営む株式会社は、法第十七条第六項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 一～七（略） 八 株式の併合をする場合においては、商法第三百七十七條第一項（資本の減少のための株式の併合の手続）において準用する同法第二百十五條第一項（株式の併合の公告等）の規定による公告及び通知をしたことを証する書面</p>
<p>九 株式の消却をする場合においては、商法第二百十三條第二項（株式の消却の手続）において準用する同法第二百十五條第一項の規定による公告及び通知をしたことを証する書面 十（略） 2（略） （証券専門会社の業務等） 第五十六條（略） 2・3（略） 4 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項に</p>	<p>九 株式の消却をする場合においては、商法第二百十二條第二項（株式の消却の手続）において準用する同法第二百十五條第一項の規定による公告及び通知をしたことを証する書面 十（略） 2（略） （証券専門会社の業務等） 第五十六條（略） 2・3（略） 4 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項に</p>

において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第五十八条の二第六号において「新規事業分野開拓会社」という。）の株式等をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日から当該保険会社に係る法第百六条第一項第十一号及び第百七条第七項第二号に規定する総理府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険会社又はその子会社が所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等の数又は額が当該処分基準日における基準株式数（国内の会社（法第百七条第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章、第七章及び第八章において同じ。）の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額、外国の会社の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の五十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険会社又はその子会社の所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等のうち当該処分基準日における基準株式数を超える部分の株式等を処分したときは、この限りでない。

5～7（略）

（法第百六条第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第五十七条 法第百六条第三項に規定する内閣府令で定める事由は、

において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第五十八条の二第七号において「新規事業分野開拓会社」という。）の株式等をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日から当該保険会社に係る法第百六条第一項第十一号及び第百七条第七項第二号に規定する総理府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険会社又はその子会社が所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等の数又は額が当該処分基準日における基準株式数（国内の会社（法第百七条第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章、第七章及び第八章において同じ。）の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額、外国の会社の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の五十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険会社又はその子会社の所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等のうち当該処分基準日における基準株式数を超える部分の株式等を処分したときは、この限りでない。

5～7（略）

（法第百六条第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第五十七条 法第百六条第三項に規定する内閣府令で定める事由は、

次に掲げる事由とする。

一～三 (略)

四 保険会社又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式の取得

(削る)

(削る)

2 (略)

(法第七十七条第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第五十八条の二 法第七十七条第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～四 (略)

五 保険会社又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式の取得

(削る)

(削る)

次に掲げる事由とする。

一～三 (略)

四 保険会社又はその子会社が株式等を所有する会社の利益をもつてする自己の株式の消却

五 保険会社又はその子会社が株式等を所有する会社の資本準備金をもつてする自己の株式の消却

六 保険会社又はその子会社が株式等を所有する会社の再評価差額金(土地の再評価に関する法律(平成十年法律第三十四号)第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。第五十八条の二、第十五条及び第二百十条の九において同じ。)をもつてする自己の株式の消却

2 (略)

(法第七十七条第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第五十八条の二 法第七十七条第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～四 (略)

五 保険会社又はその子会社が株式等を所有する会社の利益をもつてする自己の株式の消却

六 保険会社又はその子会社が株式等を所有する会社の資本準備金をもつてする自己の株式の消却

六の二 保険会社又はその子会社が株式等を所有する会社の再評価差額金をもつてする自己の株式の消却

六 (略)
七 (略)

(届出事項等)

第八十五条 法第二百二十七条第七号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 〇十五 (略)

十六 自己の株式を取得しようとする場合

(削る)

(削る)

十七 (略)

二 〇六 (略)

(合併の認可の申請)

第二百五条 保険会社は、法第六十七條第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 〇十一 (略)

十二 株式の併合をする場合においては、商法第二百十五條第一項(株式の併合の公告等)の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

七 (略)
八 (略)

(届出事項等)

第八十五条 法第二百二十七条第七号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 〇十五 (略)

十六 利益をもつてする自己の株式の消却を行おうとする場合

十七 資本準備金をもつてする自己の株式の消却を行おうとする場

合

十八 再評価差額金をもつてする自己の株式の消却を行おうとする場合

十九 (略)

二 〇六 (略)

(合併の認可の申請)

第二百五条 保険会社は、法第六十七條第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 〇十一 (略)

十二 株式の併合をする場合においては、商法第四百十六條第三項(合併による株式併合に関する準用規定)において準用する同法第二百十五條第一項(株式の併合の公告等)の規定による公告及

び通知をしたことを証する書面

十三 商法第四百八条第四項又は第五項（合併契約書の承認）の場合にあつては、同法第四百十六條第四項（合併に関する準用規定）において準用する同法第三百五十條第一項（株式譲渡制限の公告等）の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

十四・十五（略）

十六 合併をする会社の一方が合併後存続する場合において、合併により資本を増加するときは、商法第四百十三條ノ二第一項（存続会社の資本増加の限度額）に規定する限度額を、合併により株式会社を設立する場合においては、同條第二項（新設会社の資本の限度額）に規定する額を証する書面

十七・二十二（略）

2・3（略）

（分割の認可の申請）

第一百五條の六 保険会社は、法第七十三條の六第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〜十一（略）

十二 株式の併合をする場合においては、商法第二百十五條第一項（株式の併合の公告等）の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

十三 商法第四百八条第四項又は第五項（合併契約書の承認）の場合にあつては、同法第四百十六條第五項（合併に関する準用規定）において準用する同法第三百五十條第一項（株式譲渡制限の公告等）の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

十四・十五（略）

十六 合併をする会社の一方が合併後存続する場合において、合併により資本を増加するときは、商法第四百十三條ノ二第一項前段（存続会社の資本増加の限度額）に規定する限度額を、合併により株式会社を設立する場合においては、同條第二項前段（新設会社の資本の限度額）に規定する額を証する書面

十七・二十二（略）

2・3（略）

（分割の認可の申請）

第一百五條の六 保険会社は、法第七十三條の六第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〜十一（略）

十二 株式の併合をする場合においては、商法第三百七十四條ノ十五第二項又は第三百七十四條ノ三十一第二項（分割による株式併合に関する準用規定）において準用する同法第二百十五條第一項（株式の併合の公告等）の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

十三 商法第三百七十四条ノ十七第五項又は第六項（分割契約書の承認）の場合にあつては、同法第三百七十四条ノ三十一第二項（分割に関する準用規定）において準用する同法第三百五十条第一項（株式譲渡制限の公告等）の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

十四・十五（略）

十六 吸収分割により資本を増加するときは、商法第三百七十四条ノ二十一（営業を承継する会社の資本増加の限度額）に規定する限度額を、新設分割により株式会社を設立するときは、同法第三百七十四条ノ五（新設会社の資本の限度額）に規定する限度額を証する書面

十七〜二十三（略）

2〜4（略）

（保険持株会社の子会社に係る承認の例外）

第二百十條の九 法第二百七十一條の六第四項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〜四（略）

五 保険持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式の取得

（削る）

証する書面

十三 商法第三百七十四条ノ十七第五項又は第六項（分割契約書の承認）の場合にあつては、同法第三百七十四条ノ三十一第四項（分割に関する準用規定）において準用する同法第三百五十条第一項（株式譲渡制限の公告等）の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

十四・十五（略）

十六 吸収分割により資本を増加するときは、商法第三百七十四条ノ二十一前段（営業を承継する会社の資本増加の限度額）に規定する限度額を、新設分割により株式会社を設立するときは、同法第三百七十四条ノ五前段（新設会社の資本の限度額）に規定する限度額を証する書面

十七〜二十三（略）

2〜4（略）

（保険持株会社の子会社に係る承認の例外）

第二百十條の九 法第二百七十一條の六第四項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〜四（略）

五 保険持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の利益をもつてする自己の株式の消却

六 保険持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の資本準備金をもつてする自己の株式の消却

(削る)

(保険持株会社に係る合併の認可の申請)

第二百十条の十二 保険持株会社は、法第二百七十一条の十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～六 (略)

七 株式の併合をする場合には、商法第二百十五条第一項(株式の併合の手続)の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

八～十四 (略)

2 (略)

(保険持株会社に係る分割の認可の申請)

第二百十条の十二の二 保険持株会社は、法第二百七十一条の十五第二項の規定による分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～六 (略)

七 株式の併合をする場合には、商法第二百十五条第一項(株式の併合の手続)の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

七 保険持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の再評価差額金をもつてする自己の株式の消却

(保険持株会社に係る合併の認可の申請)

第二百十条の十二 保険持株会社は、法第二百七十一条の十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～六 (略)

七 株式の併合をする場合には、商法第四百十六条第三項(合併等に関する準用規定)において準用する同法第二百十五条第一項(株式の併合の手続)の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

八～十四 (略)

2 (略)

(保険持株会社に係る分割の認可の申請)

第二百十条の十二の二 保険持株会社は、法第二百七十一条の十五第二項の規定による分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～六 (略)

七 株式の併合をする場合には、商法第三百七十四条ノ十五第二項又は第三百七十四条ノ三十一第二項(分割等に関する準用規定)

2
八〇十五 (略)

2
八〇十五 (略)
において準用する同法第二百十五條第一項（株式の併合の手続）
の規定による公告及び通知の状況を記載した書類